

各 位

大阪市経済戦略局産業振興課

令和2年12月 感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金
(大阪市全域) について (お願い)

平素は、大阪市の産業振興施策にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

1月13日に大阪府・京都府並びに兵庫県に緊急事態宣言が発出されました。

この発出に伴い、**令和2年12月16日から令和3年1月13日までの営業時間短縮要請に係る協力金**の受付開始日等について次のとおり取り扱いますので、ご案内いたします。

貴団体内での周知にご協力いただければ幸いです。何卒よろしくお願いいたします。

記

1 受付開始日及び支給額

(1) 受付開始 **令和3年1月14日(木)から受付開始**

(2) 支給額 **156万円(148万円+日額4万円×2日間)**

2 制度概要(申請方法含む)

「令和2年12月感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金について」

・大阪市HPアドレス <https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000522177.html>

申請は、大阪市行政オンラインシステムによりウェブ上で受け付けるほか、申請用紙は1月14日(木)以降区役所等に配架しています。

3 その他

1月14日～2月7日の間、府全域の飲食店等に対する営業時間短縮要請にご協力いただいた事業者への協力金「(仮称)大阪府営業時間短縮協力金」につきましては、大阪府において制度設計のうえ、実施される予定です(日額6万円×25日=150万円)。

詳細は下記の府ホームページをご覧ください。

・大阪府HPアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/shokosomu/eigyoushikantansyuku/index.html>

○市内全域協力金(要請期間1/13まで)に関するお問合せ(市コールセンター)：06-6654-3553、
06-6655-0711 または 0820

○府域協力金(要請期間1/14から)に関するお問合せ(府コールセンター)

- ・営業時間短縮要請や感染防止宣言ステッカーに関すること：06-4397-3268
- ・協力金(1月14日～2月7日分)に関すること：06-6210-9525

※このお知らせは、本市で把握している各団体の代表者等の連絡先にお送りしています。

代表者等の変更により送付先が異なる場合は、お手数ですが下記の連絡先までご一報ください

(送付元) 大阪市経済戦略局産業振興課
電話 06-6615-3779